

特定施設入居者生活介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
1. 短期利用特定施設入居者生活介護の算定				
(1) 特定施設の事業者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援事業又は介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設）の運営について、3年以上の経験を有すること。	☐	☐	☐	
(2) 当該特定施設の入居定員の範囲で、空いている居室等（定員が1人であるものに限る。）を利用するものであること。 ただし、短期利用特定施設入居者介護を受ける入居者の数は、当該特定施設の入居定員の1又は100分の10以下であること。	☐	☐	☐	
(3) 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。	☐	☐	☐	
(4) 家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。	☐	☐	☐	
(5) 介護保険法等の規定に基づく勧告等を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。	☐	☐	☐	
2. 身体拘束廃止未実施減算				
1日につき所定単位数の100分の10を減算 ※外部サービス利用型、短期利用は所定単位数の100分の1を減算				
(1) 身体拘束等を行う場合の記録を行っていない場合及び必要な措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算する。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められる月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算する。	☐	☐	☐	
(2) 身体的拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。	☐	☐	☐	
②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。	☐	☐	☐	
③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	☐	☐	☐	
④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。	☐	☐	☐	
3. 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1を減算				
(1)事業所において、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算する。	☐	☐	☐	
(2)虐待の発生又はその再発を防止するために講じなければならない措置	☐	☐	☐	
①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	☐	☐	☐	
②虐待防止のための指針を整備すること。	☐	☐	☐	
③虐待防止のための研修を定期的実施すること。	☐	☐	☐	
④上記①②③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	☐	☐	☐	
4. 業務継続計画未策定減算 所定単位数の100分の3を減算				
(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月(基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。	☐	☐	☐	
※基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。				

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(2) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」という。)を策定すること。	☐	☐	☐	
(3) 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。	☐	☐	☐	
5. 入居継続支援加算(Ⅰ)(Ⅱ) 共通				
(1) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、次に掲げる基準のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。	☐	☐	☐	
①介護機器を複数種類使用していること。 ※(全ての居室に設置)見守り機器、(全ての職員が使用する)インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援機器等	☐	☐	☐	
②介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント及び入居者の身体の状態等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。	☐	☐	☐	
③介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 i 入居者の安全及びケアの質の確保 ii 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 iii 介護機器の定期的な点検 iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修	☐	☐	☐	
(2) 人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
(3) サービス提供体制強化加算を算定していないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果				
点検事項	請求実績有		請求 実績無		
	満たす	満たさない			
5-2. 入居継続支援加算(Ⅰ) ※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可		1日につき36単位を加算			
(1)又は(2)のいずれかに適合すること。		☐	☐	☐	
(1)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号(※)に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の15以上であること。 ※第1条各号 (1)口腔内の喀痰吸引 (2)鼻腔内の喀痰吸引 (3)気管カニューレ内部の喀痰吸引 (4)胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (5)経鼻経管栄養 ※届け出の属する月の前4月から前々月までの3月間のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出すること。 ※割合については毎月記録し把握すること。		☐	☐	☐	
(2)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び次のいずれかに該当する状態の者の占める割合が入居者の100分の15以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ①尿道カテーテル留置を実施している状態 ②在宅酸素療法を実施している状態 ③インスリン注射を実施している状態 ※届け出の属する月の前4月から前々月までの3月間のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出すること。 ※割合については毎月記録し把握すること。		☐	☐	☐	
5-3. 入居継続支援加算(Ⅱ) ※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可		1日につき22単位を加算			
(1)又は(2)のいずれかに適合すること。		☐	☐	☐	
(1)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号(※)に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の5以上であること。 ※第1条各号 (1)口腔内の喀痰吸引 (2)鼻腔内の喀痰吸引 (3)気管カニューレ内部の喀痰吸引 (4)胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (5)経鼻経管栄養 ※届け出の属する月の前4月から前々月までの3月間のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出すること。 ※割合については毎月記録し把握すること。		☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
(2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び次のいずれかに該当する状態の者の占める割合が入居者の100分の5以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ①尿道カテーテル留置を実施している状態 ②在宅酸素療法を実施している状態 ③インスリン注射を実施している状態 ※届け出の属する月の前4月から前々月までの3月間のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出すること。 ※割合については毎月記録し把握すること。	☐	☐	☐	
6. 生活機能向上連携加算				
外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合に所定単位数に加算する。	☐	☐	☐	
6-2. 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 1月につき100単位を加算(3月に1回を限度、個別機能訓練加算を算定している場合は算定せず。) ※(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可				
次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。	☐	☐	☐	
(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。	☐	☐	☐	
(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。	☐	☐	☐	
(4) 利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、加算する。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
6-3. 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき200単位を加算(個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を加算) ※(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可			
次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院・診療所・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院のこと。病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士又は医師が、当該施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同してアセスメント、身体の状態等の評価及び入居者ごとに個別機能訓練計画を作成していること。 その際、理学療法士等は機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。 ※計画に記載すべき事項(利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等) ※個別機能訓練加算を算定している場合又は特定施設サービス計画の中に記載する場合は、別に作成する必要はない。	☐	☐	☐	
(2)個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状態に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。 ※機能訓練指導員等 ⇒ 機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員・その他の職種の者	☐	☐	☐	
(3)3月ごとに1回以上理学療法士等が事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直しを行うこと。	☐	☐	☐	
(4)各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。	☐	☐	☐	
(5)機能訓練に関する記録(実施時間・訓練内容・担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。	☐	☐	☐	
7. 個別機能訓練加算(Ⅰ)	1日につき12単位を加算			
(1)専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師及び一定の実務経験を有するはり師またはきゅう師(以下「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。 ※一定の実務経験を有するはり師、きゅう師 ⇒ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者。 ※利用者の数が100を超える特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置していること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(2)機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。	☐	☐	☐	
(3)当該加算に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者を1名以上配置して行うこと。	☐	☐	☐	
(4)個別機能訓練を行う場合は、開始時及び3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録すること。 ※利用者に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならないこと。	☐	☐	☐	
(5)個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該施設の個別機能訓練の従業者により、閲覧が可能であるようにすること。	☐	☐	☐	
7ー2. 個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき20単位を加算			
(1)個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定していること。	☐	☐	☐	
(2)個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。	☐	☐	☐	
8. ADL維持等加算				
評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数に加算する。	☐	☐	☐	
8ー2. ADL維持等加算(Ⅰ)	1月につき30単位を加算			※(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可
以下の(1)～(3)要件を満たすこと	☐	☐	☐	
(1)評価対象者(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果		
点検事項	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさ ない	
(2) 評価対象者全員について、評価対象利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、ADLを評価し、その評価に基づく値（「ADL値」）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 ※ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Indexを用いて行うこととする。 ※厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行うこととする。	☐	☐	☐
(3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（「ADL利得」）の平均値が1以上であること。 ※初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ADL利得）について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。	☐	☐	☐
8－3. ADL維持等加算(Ⅱ) 1月につき60単位を加算 ※(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可			
(1) ADL維持等加算(Ⅰ)の(1)、(2)に該当すること。	☐	☐	☐
(2) 評価対象者のADL利得の平均値が3以上であること。	☐	☐	☐
9. 夜間看護体制加算(Ⅰ) ※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可 1日につき18単位を加算			
次に掲げる基準のいずれにも適合していること。	☐	☐	☐
(1) 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。	☐	☐	☐
(2) 当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。 ※「夜勤又は宿直を行う看護職員の数1名以上」とは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（以下、「病院等」という。）の看護師又は准看護師が、当該病院等の体制に支障を来すことなく、特定施設において夜勤又は宿直を行う場合についても、当該特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えない。 ※また、特定施設と同一建物内に病院等が所在している場合、当該病院等の体制に支障を来すことなく、当該病院等に勤務する看護師又は准看護師が、特定施設において夜勤又は宿直を行った場合と同等の迅速な対応が可能な体制を確保していれば、同様に当該特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えない。	☐	☐	☐
(3) 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。	☐	☐	☐

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
9－2. 夜間看護体制加算(Ⅱ) ※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可				
1日につき9単位を加算				
次に掲げる基準のいずれにも適合していること。	☐	☐	☐	
(1)常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。	☐	☐	☐	
(2)重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。	☐	☐	☐	
(3)看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。 ※「24時間連絡体制」とは、特定施設内で勤務することを要するものではなく、夜間においても施設から連絡でき、必要な場合には特定施設からの緊急の呼出に応じて出勤する体制をいうものである。具体的には、以下のような体制を想定している。 (1)夜間における連絡・対応体制(オンコール体制)に関する取り決め(指針やマニュアル等)の整備がなされていること。 (2)看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目の標準化(どのようなことが観察されれば看護職員に連絡するか)がなされていること。 (3)施設内研修等を通じて(1)、(2)の内容が周知されていること。 (4)当該特定施設の看護職員とオンコール対応の看護職員が異なる場合には、電話やFAX等により利用者の状態に関する引継を行うとともに、オンコール体制終了時にも同様の引継を行うこと。	☐	☐	☐	
10. 若年性認知症入居者受入加算				
1日につき120単位を加算				
(1)受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別の担当者を定めていること。	☐	☐	☐	
(2)担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
11. 協力医療機関連携加算	下記の(4)①、②の要件を満たす場合 100単位／月 それ以外の場合 40単位／月			
(1)協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的に行っていること。				
※会議では、特に協力医療機関に対して診療の求めを行うこととなる可能性が高い利用者や新規入居者を中心に情報共有や対応の確認等を行うこととし、毎回の会議において必ずしも利用者全員について詳細な病状等を共有しないこととしても差し支えない。				
※複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより 当該要件を満たす場合には、それぞれの医療機関と会議を行う必要がある。				
※「会議を定期的に行う」とは、概ね月に1回以上開催されている必要がある。ただし、電子的システムにより当該協力医療機関において、当該事業所の利用者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催することで差し支えないこととする。なお、協力医療機関へ診療の求めを行う可能性の高い利用者がある場合には、より高い頻度で情報共有等を行う会議を実施することが望ましい。	□	□	□	
※会議は、テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。				
※本加算における会議は、利用者の病状が急変した場合の対応の確認と一体的に行うこととしても差し支えない。				
※会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。				
(2)看護職員は、前回の情報提供日から次の情報提供日までの間において、利用者ごとに健康の状況について随時記録していること。	□	□	□	
(3)協力医療機関が下記の①、②の要件をいずれも満たす場合は1月につき100単位を加算、それ以外の場合は40単位を加算する。	□	□	□	
①利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。	□	□	□	
②事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。	□	□	□	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
12. 口腔・栄養スクリーニング加算	1回につき20単位を加算			
(1)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ※介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握すること。 ※口腔スクリーニング a 開口ができない者 b 歯の汚れがある者 c 舌の汚れがある者 d 歯肉の腫れ、出血がある者 e 左右両方の奥歯でしっかりかみしめることができない者 f むせがある者 g ぶくぶくうがいができない者 h 食物のため込み、残留がある者 ※g及びhについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行うこと。	☐	☐	☐	
(2)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ※介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握すること。 ※栄養スクリーニング a BMIが18.5未満である者 b 1月から6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo11の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 d 食事摂取量が不良（75%以下）である者	☐	☐	☐	
(3)当該施設以外で、既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定できないこと。	☐	☐	☐	
(4)人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
13. 科学的介護推進体制加算	1月につき40単位を加算			
(1)利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、少なくとも3月ごとに厚生労働省に提出していること。 ※情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。	☐	☐	☐	
(2)必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記(1)の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ※LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行い、検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める。	☐	☐	☐	
14. 退院・退所時連携加算	1日につき30単位を加算			
(1)病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から当該施設に入居した場合であること。	☐	☐	☐	
(2)入居した日から30日以内の期間について加算すること。	☐	☐	☐	
(3)30日を超える病院、診療所への入院又は介護老人保健施設、介護医療院への入所後に当該施設に再び入居した場合も算定できること。	☐	☐	☐	
(4)利用者の退院又は退所に当たって、当該医療提供施設の職員と面談等を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、特定施設サービス計画を作成し、特定施設サービスの利用に関する調整を行っていること。 当該面談等は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	☐	☐	☐	
(5)過去3月間の間に、当該施設に入居したことがない場合に限り算定できること。	☐	☐	☐	
15. 退居時情報提供加算	利用者1人につき1回に限り250単位を加算			
(1)利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行っていること。 ※入居者が医療機関に入院後、当該医療機関を退院し、同一月に再度当該医療機関に入院する場合には、本加算は算定できない。	☐	☐	☐	
(2)利用者の同意を得ていること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
16. 看取り介護加算（Ⅰ）				
(1) 次の厚生労働大臣が定める施設基準に適合していること。	☐	☐	☐	
「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。	☐	☐	☐	
① 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。	☐	☐	☐	
② ①の指針に盛り込むべき項目は、次の事項が考えられること。 (1)施設の看取りに関する考え方 (2)終末期にたどる経過（時期、プロセス）とそれに応じた介護の考え方 (3)特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢 (4)医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む） (5)利用者等への情報提供及び意思確認の方法 (6)利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式 (7)家族への心理的支援に関する考え方 (8)その他看取り介護を受ける利用者に対して特定施設の職員が取るべき具体的な対応の方法	☐	☐	☐	
③ 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。	☐	☐	☐	
④ 看取りに関する職員研修を行っていること。	☐	☐	☐	
(2) 次の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者であること。				
① 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。	☐	☐	☐	
② 医師、生活相談員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者であること。	☐	☐	☐	
③ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者であること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(3)看取り介護の実施に当たっては、多職種連携により、利用者等に対し、十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。具体的には、終末期にたどる経過、特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携体制などについて、利用者等の理解が得られるよう継続的な説明に努めること。	☐	☐	☐	
(4)(3)の説明の際には、利用者等の理解を助けるため、利用者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供すること。	☐	☐	☐	
(5)看取り介護の実施に当たっては、次に掲げる事項を介護記録に記録するとともに、多職種連携を図るため、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による適切な情報共有に努めること。	☐	☐	☐	
① 終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録	☐	☐	☐	
② 療養や死別に関する入所者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録	☐	☐	☐	
③ 看取り介護の各プロセスにおいて把握した入所者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録	☐	☐	☐	
(6)入所者等に対する随時の説明に係る同意を口頭で得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくこと。	☐	☐	☐	
(7)入所者が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来訪が見込まれないような場合も、医師、生活相談員、看護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、入所者に対する看取り介護について相談し、共同して看取り介護を行っていることと認められること。	☐	☐	☐	
(8)(7)の場合には、適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、入所者の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず施設への来所がなかった旨を記載しておくこと。	☐	☐	☐	
(9)退所等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であることから、退所等の翌月に亡くなった場合の前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくこと。	☐	☐	☐	
(10)死亡日以前31日以上45日以下については、1日につき72単位を加算。	☐	☐	☐	
(11)死亡日以前4日以上30日以下については、1日につき144単位を加算。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(12)死亡日の前日及び前々日については、1日につき680単位を加算。	☐	☐	☐	
(13)死亡日については、1日につき1280単位を死亡月に加算。	☐	☐	☐	
(14)退居した日の翌日から死亡日までの間は算定しないこと。	☐	☐	☐	
(15)夜間看護体制加算を算定していない場合は算定できないこと。	☐	☐	☐	
16-2. 看取り介護加算(Ⅱ)				
(1)次の厚生労働大臣が定める施設基準に適合していること。	☐	☐	☐	
「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。	☐	☐	☐	
① 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。	☐	☐	☐	
② ①の指針に盛り込むべき項目は、次の事項が考えられること。 (1)施設の看取りに関する考え方 (2)終末期にたどる経過(時期、プロセス)とそれに応じた介護の考え方 (3)特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢 (4)医師や医療機関との連携体制(夜間及び緊急時の対応を含む) (5)利用者等への情報提供及び意思確認の方法 (6)利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式 (7)家族への心理的支援に関する考え方 (8)その他看取り介護を受ける利用者に対して特定施設の職員が取るべき具体的な対応の方法	☐	☐	☐	
③ 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。	☐	☐	☐	
④ 看取りに関する職員研修を行っていること。	☐	☐	☐	
⑤当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上であること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(2) 次の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者であること。	☐	☐	☐	
① 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。	☐	☐	☐	
② 医師、生活相談員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者であること。	☐	☐	☐	
③ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者であること。	☐	☐	☐	
(3) 看取り介護の実施に当たっては、多職種連携により、利用者等に対し、十分な説明を行い、理解を得よう努めること。具体的には、終末期にたどる経過、特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携体制などについて、利用者等の理解が得られるよう継続的な説明に努めること。	☐	☐	☐	
(4) (3)の説明の際には、利用者等の理解を助けるため、利用者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供すること。	☐	☐	☐	
(5) 看取り介護の実施に当たっては、次に掲げる事項を介護記録に記録するとともに、多職種連携を図るため、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による適切な情報共有に努めること。	☐	☐	☐	
① 終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録	☐	☐	☐	
② 療養や死別に関する入所者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録	☐	☐	☐	
③ 看取り介護の各プロセスにおいて把握した入所者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録	☐	☐	☐	
(6) 入所者等に対する随時の説明に係る同意を口頭で得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(7)入所者が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来訪が見込まれないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、入所者に対する看取り介護について相談し、共同して看取り介護を行っていることと認められること。	☐	☐	☐	
(8)(7)の場合には、適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、入所者の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず施設への来所がなかった旨を記載しておくこと。	☐	☐	☐	
(9)退所等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であることから、退所等の翌月に亡くなった場合の前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくこと。	☐	☐	☐	
(10)死亡日以前31日以上45日以下については、1日につき572単位を加算。	☐	☐	☐	
(11)死亡日以前4日以上30日以下については、1日につき644単位を加算。	☐	☐	☐	
(12)死亡日の前日及び前々日については、1日につき1180単位を加算。	☐	☐	☐	
(13)死亡日については、1日につき1780単位を死亡月に加算。	☐	☐	☐	
(14)退居した日の翌日から死亡日までの間は算定しないこと。	☐	☐	☐	
(15)看取り介護加算(Ⅰ)又は夜間看護体制加算を算定していない場合は算定できないこと。	☐	☐	☐	
17. 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 1日につき3単位を加算				
(1)施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMIに該当する入居者)の占める割合が2分の1以上であること。	☐	☐	☐	
(2)認知症介護に係る専門的な研修(※)を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。	☐	☐	☐	
※認知症介護に係る専門的な研修 ⇒ 認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修				

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(3)施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	☐	☐	☐	
17-2. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)		1日につき4単位を加算		
(1)施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMIに該当する入居者)の占める割合が2分の1以上であること。	☐	☐	☐	
(2)認知症介護に係る専門的な研修(※)を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ※認知症介護に係る専門的な研修 ⇒ 認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修	☐	☐	☐	
(3)施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	☐	☐	☐	
(4)認知症介護の指導に係る専門的な研修(※)を修了者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ※認知症介護の指導に係る専門的な研修 ⇒ 認知症介護指導者研修及び認知症看護に係る適切な研修	☐	☐	☐	
(5)事業所の介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
18. 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	1月につき10単位を所定単位数に加算			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ※新興感染症発生時等の対応としては、感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の可否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限る。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。	☐	☐	☐	
(2) 協力医療機関等との間で、新興感染症以外の感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ※季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に高齢者施設等において流行を起こしやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入所者に対して適切に医療が提供される体制が構築されていること。	☐	☐	☐	
(3) 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 ※院内感染対策に関する研修又は訓練については、診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンス又は訓練や職員向けに実施する院内感染対策に関する研修、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンス又は訓練を対象とする。	☐	☐	☐	
18-2. 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	1月につき5単位を所定単位数に加算			
感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。 ※実地指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師等が行うことが想定される。 ※介護職員その他の従業員に対して実施する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、上記の医療機関による実地指導の内容を含めたものとする。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
19. 新興感染症等施設療養費(1日につき)				
1月に1回、連続する5日を限度として、1日につき240単位を算定				
利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。				
①新興感染症等施設療養費は、新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者の療養を施設内で行うことを評価するものである。	□	□	□	
②対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて厚生労働大臣が指定する。令和6年4月時点においては、指定している感染症はない。				
③適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策(スタンダード・プリコーション)の徹底、ゾーニング、コホーティング、感染者以外の入所者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方法については、「介護現場における感染対策の手引き(第3版)」を参考とすること。				
20. 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) ※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可				
1月につき100単位を所定単位数に加算				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	□	□	□	
(1)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。				
①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③介護機器の定期的な点検 ④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	□	□	□	
(2)(1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。	□	□	□	

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
点検事項				
(3)介護機器(※2)を複数種類活用していること。 (※2)見守り機器等のテクノロジーの要件 ○ 見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。 ア 見守り機器 イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器 ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資する ICT 機器(複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。) ○ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。	☐	☐	☐	
(4)(1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。	☐	☐	☐	
(5)事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。	☐	☐	☐	
(6)加算(Ⅱ)の要件を満たし、加算(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。 (※1)業務改善の取組による効果を示すデータ等について ○ 加算(Ⅰ)において提供を求めるデータは、以下の項目とする。 ア 利用者のQOL等の変化(WHO-5等、WHO-5調査) イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化 ウ 年次有給休暇の取得状況の変化 エ 心理的負担等の変化(SRS-18等、SRS-18調査) オ 機器の導入による業務時間(直接介護、間接業務、休憩等)の変化(タイムスタディ調査) ○加算(Ⅱ)において求めるデータは、加算(Ⅰ)で求めるデータのうち、アからウの項目とする。 ○加算(Ⅰ)における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質が確保(アが維持又は向上)された上で、職員の業務負担の軽減(イが短縮、ウが維持又は向上)が確認されることをいう。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
20-2. 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) ※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可	1月につき10単位を所定単位数に加算			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。				
①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③介護機器の定期的な点検 ④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	☐	☐	
(2)介護機器を活用していること。	☐	☐	☐	
(3)事業年度ごとに(2)及び(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。	☐	☐	☐	
21. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき22単位を加算			※(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算定不可
(1)次のいずれかに適合すること。 ①施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 ②施設の介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。	☐	☐	☐	
※ただし、特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一施設において一体的に運営されている場合、介護職員の総数の算定は、それぞれサービスを提供する介護職員の合計数によるものであること。				
(2)提供する指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。				
※提供する指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組については、サービスの質の向上や利用者の尊厳の保持を目的として、事業所として継続的に行う取組を指すもの。	☐	☐	☐	
(3)人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
21-2. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき18単位を加算			※(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算定不可
(1)施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。	☐	☐	☐	
※ただし、特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一施設において一体的に運営されている場合、介護職員の総数の算定は、それぞれサービスを提供する介護職員の合計数によるものであること。				
(2)人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
21-3. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき6単位を加算			※(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算定不可
(1) 次のいずれかに適合すること。 ①施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ②施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 ③指定特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ※ただし、介護職員、看護・介護職員又は職員の総数の算定にあつては、加算(Ⅰ)の(1)のただし書を準用する。	☐	☐	☐	
(2) 人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
22-1. イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)				
次の(1)～(10)のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 (二) 当該事業所において、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	☐	☐	☐	
(2) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
点検事項				
(3)介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。	☐	☐	☐	
(4)当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。	☐	☐	☐	
(5)算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	☐	☐	☐	
(6)当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。	☐	☐	☐	
(7)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一)介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二)(一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三)介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四)(三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六)(五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(8)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(9)(8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	☐	☐	☐	
(10)入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
22-2. ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)				
イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
22-3. ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)				
イ(1)(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
22-4. ニ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)				
イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
22-5. ホ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2)イ(1)(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
22-6. ヘ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	
(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
22-7. ト 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2)イ(1)(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
22-8. チ 介護職員等処遇改善加算(V)(4)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
22-9. リ 介護職員等処遇改善加算(V)(5)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
22-10. ヌ 介護職員等処遇改善加算(V)(6)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
22-11. ル 介護職員等処遇改善加算(V)(7)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果		
点検事項	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさない	
22-12. ラ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐
(2) イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
22-13. ワ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐
(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐
22-14. カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを 含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修 の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
22-15. ヨ 介護職員等処遇改善加算(V)(11)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護 職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていない こと。	☐	☐	☐	
(2)イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8) に掲げる基準のいずれにも適合すること	☐	☐	☐	
22-16. タ 介護職員等処遇改善加算(V)(12)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改 善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを 含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修 の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
22-17. レ 介護職員等処遇改善加算(V)(13)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること	☐	☐	☐	
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
22-18. ソ 介護職員等処遇改善加算(V)(14)				
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐	
(2) イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐	
(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	

介護予防特定施設入居者生活介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果				
	請求実績有		請求 実績無		
	満たす	満たさない			
1. 身体拘束廃止未実施減算	1日につき所定単位数の100分の10を減算 ※外部サービス利用型は所定単位数の100分の1を減算				
(1) 身体拘束等を行う場合の記録を行っていない場合及び必要な措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算する。具体的には、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められる月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算する。	☐	☐	☐		
(2) 身体的拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置。	☐	☐	☐		
① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。	☐	☐	☐		
② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。	☐	☐	☐		
③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	☐	☐	☐		
④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。	☐	☐	☐		
2. 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1を減算				
(1) 事業所において、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算する。	☐	☐	☐		
(2) 虐待の発生又はその再発を防止するために講じなければならない措置	☐	☐	☐		
① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	☐	☐	☐		
② 虐待防止のための指針を整備すること。	☐	☐	☐		
③ 虐待防止のための研修を定期的実施すること。	☐	☐	☐		
④ 上記①②③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	☐	☐	☐		

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
3. 業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の3を減算		
(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月(基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。	☐	☐	☐
※基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。			
(2)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」という。)を策定すること。	☐	☐	☐
(3)当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。	☐	☐	☐
4. 生活機能向上連携加算			
外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合に所定単位数に加算する。	☐	☐	☐
4-2. 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき100単位を加算(3月に1回を限度、個別機能訓練加算を算定している場合は算定せず。) ※(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可		
(1)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。	☐	☐	☐
(2)個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。	☐	☐	☐
(3)(1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。	☐	☐	☐
(4)利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、加算する。	☐	☐	☐

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
4-3. 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき200単位を加算(個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を加算) ※(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可			
次のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)介護予防訪問リハビリテーション事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院・診療所・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院のこと。病院にあつては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士又は医師が、当該施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同してアセスメント、身体の状態等の評価及び入居者ごとに個別機能訓練計画を作成していること。 その際、理学療法士等は機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。 ※計画に記載すべき事項(利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等) ※個別機能訓練加算を算定している場合又は介護予防特定施設サービス計画の中に記載する場合は、別に作成する必要はない。	☐	☐	☐	
(2)個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状態に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。 ※機能訓練指導員等⇒機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員・その他の職種の者	☐	☐	☐	
(3)3月ごとに1回以上理学療法士等が事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直しを行うこと。	☐	☐	☐	
(4)各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。	☐	☐	☐	
(5)機能訓練に関する記録(実施時間・訓練内容・担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。	☐	☐	☐	

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
5. 個別機能訓練加算(Ⅰ)	1日につき12単位を加算		
(1)専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師及び一定の実務経験を有するはり師またはきゅう師(以下「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。 ※一定の実務経験を有するはり師、きゅう師 ⇒ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者。 ※利用者の数が100を超える特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置していること。	☐	☐	☐
(2)機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。	☐	☐	☐
(3)当該加算に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者を1名以上配置して行うこと。	☐	☐	☐
(4)個別機能訓練を行う場合は、開始時及び3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録すること。 利用者に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	☐	☐	☐
(5)個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該施設の個別機能訓練の従業者により、閲覧が可能であるようにすること。	☐	☐	☐

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
5-2. 個別機能訓練加算(Ⅱ)	1日につき20単位を加算		
(1)個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定していること。	☐	☐	☐
(2)個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。	☐	☐	☐
6. 若年性認知症入居者受入加算	1日につき120単位を加算		
(1)受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別の担当者を定めていること。	☐	☐	☐
(2)担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。	☐	☐	☐
7. 協力医療機関連携加算	下記の(4)①、②の要件を満たす場合 100単位/月 それ以外の場合 40単位/月		
(1)協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的に開催していること。 ※会議では、特に協力医療機関に対して診療の求めを行うこととなる可能性が高い利用者や新規利用者を中心に情報共有や対応の確認等を行うこととし、毎回の会議において必ずしも利用者全員について詳細な病状等を共有しないこととしても差し支えない。 ※複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより 当該要件を満たす場合には、それぞれの医療機関と会議を行う必要がある。 ※「会議を定期的に開催」とは、概ね月に1回以上開催されている必要がある。ただし、電子的システムにより当該協力医療機関において、当該事業所の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催することで差し支えないこととする。なお、協力医療機関へ診療の求めを行う可能性の高い利用者がある場合には、より高い頻度で情報共有等を行う会議を実施することが望ましい。 ※会議は、テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。 ※本加算における会議は、利用者の病状が急変した場合の対応の確認と一体的に行うこととしても差し支えない。 ※会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。	☐	☐	☐

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
(2)看護職員は、前回の情報提供日から次の情報提供日までの間において、利用者ごとに健康の状況について随時記録していること。	☐	☐	☐	
(3)利用者の同意を得ていること。	☐	☐	☐	
(4)協力医療機関が下記の①、②の要件をいずれも満たす場合は1月につき100単位を加算、それ以外の場合は40単位を加算する。	☐	☐	☐	
①利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。	☐	☐	☐	
②事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。	☐	☐	☐	
8. 口腔・栄養スクリーニング加算	1回につき20単位を加算			
(1)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ※介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握すること。 ※口腔スクリーニング a 開口ができない者 b 歯の汚れがある者 c 舌の汚れがある者 d 歯肉の腫れ、出血がある者 e 左右両方の奥歯でしっかりかみしめることができない者 f むせがある者 g ぶくぶくうがいができない者 h 食物のため込み、残留がある者 ※g及びhについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行うこと。	☐	☐	☐	

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
(2)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ※介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握すること。 ※栄養スクリーニング a BMIが18.5未満である者 b 1月から6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo11の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 d 食事摂取量が不良(75%以下)である者	☐	☐	☐
(3)当該施設以外で、既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定できないこと。	☐	☐	☐
(4)人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐
9. 科学的介護推進体制加算	1月につき40単位を加算		
(1)利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、少なくとも3月ごとに厚生労働省に提出していること。 ※情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。	☐	☐	☐
(2)必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記(1)の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ※LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行い、検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める。	☐	☐	☐
10. 退居時情報提供加算	利用者1人につき1回に限り250単位を加算		
(1)利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行っていること。 ※入居者が医療機関に入院後、当該医療機関を退院し、同一月に再度当該医療機関に入院する場合には、本加算は算定できない。	☐	☐	☐
(2)利用者の同意を得ていること。	☐	☐	☐

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
11. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき3単位を加算		
(1)施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMIに該当する入居者)の占める割合が2分の1以上であること。	☐	☐	☐
(2)認知症介護に係る専門的な研修(※)を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。	☐	☐	☐
※認知症介護に係る専門的な研修 ⇒ 認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修			
(3)施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	☐	☐	☐
11-2. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日につき4単位を加算		
(1)施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMIに該当する入居者)の占める割合が2分の1以上であること。	☐	☐	☐
(2)認知症介護に係る専門的な研修(※)を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。	☐	☐	☐
※認知症介護に係る専門的な研修 ⇒ 認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修			
(3)施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	☐	☐	☐

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
(4)認知症介護の指導に係る専門的な研修(※)を修了者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。				
※認知症介護の指導に係る専門的な研修 ⇒ 認知症介護指導者研修及び認知症看護に係る適切な研修	☐	☐	☐	
(5)事業所の介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。	☐	☐	☐	
12. 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	1月につき10単位を所定単位数に加算			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。				
※新興感染症発生時等の対応としては、感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の要否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限る。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。	☐	☐	☐	
(2)協力医療機関等との間で、新興感染症以外の感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。				
※季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に高齢者施設等において流行を起こしやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入所者に対して適切に医療が提供される体制が構築されていること。	☐	☐	☐	
(3)感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。				
※院内感染対策に関する研修又は訓練については、診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンスや職員向けに実施する院内感染対策に関する研修、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスを対象とする。	☐	☐	☐	

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
12-2. 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	1月につき5単位を所定単位数に加算		
感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。 ※実地指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師等が行うことが想定される。 ※介護職員その他の従業員に対して実施する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、上記の医療機関による実地指導の内容を含めたものとする。	☐	☐	☐
13. 新興感染症等施設療養費(1日につき)	1月に1回、連続する5日を限度として、1日につき240単位を算定		
利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。 ①新興感染症等施設療養費は、新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者の療養を施設内で行うことを評価するものである。 ②対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて厚生労働大臣が指定する。令和6年4月時点においては、指定している感染症はない。 ③適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策(スタンダード・プリコーション)の徹底、ゾーニング、コホーティング、感染者以外の入所者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方法については、「介護現場における感染対策の手引き(第3版)」を参考とすること。	☐	☐	☐
14. 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) ※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可	1月につき100単位を所定単位数に加算		
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
(1)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 ①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③介護機器の定期的な点検 ④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	☐	☐

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
(2)(1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。	☐	☐	☐	
(3)介護機器(※2)を複数種類活用していること。 (※2)見守り機器等のテクノロジーの要件 ○ 見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。 ア 見守り機器 イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器 ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資する ICT 機器(複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。) ○ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。	☐	☐	☐	
(4)(1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。	☐	☐	☐	
(5)事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。	☐	☐	☐	
(6)加算(Ⅱ)の要件を満たし、加算(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。 (※1)業務改善の取組による効果を示すデータ等について ○ 加算(Ⅰ)において提供を求めるデータは、以下の項目とする。 ア 利用者のQOL等の変化(WHO WHO-5等) イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化 ウ 年次有給休暇の取得状況の変化 エ 心理的負担等の変化(SRS SRS-18 等) オ 機器の導入による業務時間(直接介護、間接業務、休憩等)の変化(タイムスタディ調査) ○加算(Ⅱ)において求めるデータは、加算(Ⅰ)で求めるデータのうち、アからウの項目とする。 ○加算(Ⅰ)における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質が確保(アが維持又は向上)された上で、職員の業務負担の軽減(イが短縮、ウが維持又は向上)が確認されることをいう。	☐	☐	☐	

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
14-2. 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) ※加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可	1月につき10単位を所定単位数に加算			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
(1)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。				
①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③介護機器の定期的な点検 ④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	☐	☐	
(2)介護機器を活用していること。	☐	☐	☐	
(3)事業年度ごとに(2)及び(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。	☐	☐	☐	
15. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき22単位を加算			※(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算定不可
(1)次のいずれかに適合すること。 ①施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 ②施設の介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。	☐	☐	☐	
※ただし、特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一施設において一体的に運営されている場合、介護職員の総数の算定は、それぞれサービスを提供する介護職員の合計数によるものであること。				
(2)提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。	☐	☐	☐	
※提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組については、サービスの質の向上や利用者の尊厳の保持を目的として、事業所として継続的に行う取組を指すもの。				
(3)人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	
15-2. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき18単位を加算			※(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算定不可
(1)施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。	☐	☐	☐	
※ただし、特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一施設において一体的に運営されている場合、介護職員の総数の算定は、それぞれサービスを提供する介護職員の合計数によるものであること。				
(2)人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐	

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
15-3. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき6単位を加算 ※(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算定不可		
(1) 次のいずれかに適合すること。 ①施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ②施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 ③指定介護予防特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ※ただし、介護職員、看護・介護職員又は職員の総数の算定にあつては、加算(Ⅰ)の(1)のただし書を準用する。	☐	☐	☐
(2) 人員基準欠如に該当していないこと。	☐	☐	☐
16-1. イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			
次の(1)～(10)のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 (二) 当該事業所において、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	☐	☐	☐
(2) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。	☐	☐	☐
(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。	☐	☐	☐

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
(4)当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。	☐	☐	☐	
(5)算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	☐	☐	☐	
(6)当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。	☐	☐	☐	
(7)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一)介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二)(一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三)介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四)(三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六)(五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(8)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。	☐	☐	☐	
(9)(8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	☐	☐	☐	
(10) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。	☐	☐	☐	
16-2. ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)				
イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	
16-3. ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)				
イ(1)(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐	

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
16-4. ニ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			
イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
16-5. ホ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐
(2)イ(1)(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
16-6. ヘ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐
(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
16-7. ト 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐
(2)イ(1)(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
16-8. チ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐
(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
16-9. リ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)令和6年5月31日において改正前の介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐
(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
16-10. ヌ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)令和6年5月31日において改正前の介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐
(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
16-11. ル 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)令和6年5月31日において改正前の介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐
(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
(3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐
(二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
16-12. ヲ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐
(2)イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
16-13. ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。	☐	☐	☐
(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
(3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐
(一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐
(二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐
16-14. カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐
(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐
(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐
16-15. ヨ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐
(2) イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること	☐	☐	☐
16-16. タ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
(1) 令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐
(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐
(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
16－17. レ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。	☐	☐	☐
(2)イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること	☐	☐	☐
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐
(一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐
(二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐
16－18. ソ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
(1)令和6年5月31日において改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	☐	☐	☐
(2)イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	☐	☐	☐
(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☐
(一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐
(二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☐	☐	☐